

令和6年第1回美幌町議会臨時会会議録

令和6年2月2日 開会

令和6年2月2日 閉会

令和6年2月2日 第全号

○議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

(諸般の報告)

日程第 3 承認第 1 号 専決処分の承認について

〔令和5年度美幌町一般会計補正予算（第11号）〕

日程第 4 議案第 1 号 令和 5 年度美幌町一般会計補正予算（第 1 2 号）について

日程第 5 報告第 1 号 専決処分の報告について

(工事請負契約の一部変更)

○出席議員

1番 木村 利昭君 副議長 2番 馬場 博美君

3番 横山清美君 4番 高橋秀明君

5番 宮崎 奈津江 君 6番 上杉 晃 央 君

7番 稲垣 淳一 君 8番 藤原 公一 君

9番 伊藤 伸司 君 10番 吉住 博幸 君

11番 大江 道男 君 12番 松浦 和浩 君

13番 大原 昇 君 議長 14番 戸澤 義典 君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美 幌 町 長 平 野 浩 司 君 教 育 委 員 会 長 矢 萩 浩 君

監査委員 西村 与志博 君

○地方自治法第１２１条第１項の規定による出席受任説明員

副 町 長 高 崎 利 明 君 総 務 部 長 那 須 清 二 君

町民生活部長 関 弘 法 君 福祉部長 河 端 勳 君

経 済 部 長 後 藤 秀 人 君 建 設 部 長 遠 國 求 君

病院事務長 但馬 憲司 君 事務連絡室長 横山 聖二 君

会 計 管 理 者 田 中 三智雄 君 総 務 課 長 斉 藤 浩 司 君

危機対策課長 多田 敏明 君 政策課長 沖崎 寿和 君

地方創生担当主幹 佐々木 謙 氏 財 政 課 長 佐 々 木 謙 氏 前 主 幹 佐 々 木 謙 氏

兼デジタル推進主幹

町民活動課長 佐久間 大 樹 君 戸籍保険課長 佐々木 齊 君
選挙管理委員会事務局長

税 務 課 長 松 尾 まゆみ 君 社会福祉課長 水 上 修 一 君

児童支援主幹 大内直樹君 保健福祉課長 立花良行君

農林政策課長 橋本 隆男、地産地消部長 伊藤 友一、

農業振興主幹	午 来	博 君	商工観光課長	鶴 田 雅 規 君
建設課長	森 口 尚 博 君	建築主幹	宮 田 英 和 君	
建築技術主幹	廣 田 吉 輝 君	環境管理課長	影 山 俊 幸 君	
上下水道課長	石 山 隆 信 君	病院総務課長	以 頭 隆 志 君	
地域医療連携課長	高 山 吉 春 君	事務連絡室次長	藤 田 静 思 君	
教育部長	遠 藤 明 君	スポーツ振興課長	弓 山 俊 君	
監査委員事務局長	小 室 保 男 君	監査委員事務局次長	小 室 秀 隆 君	

○議会事務局出席者

事務局長	小 室 保 男 君	次 長	小 室 秀 隆 君
議事係長	高 田 秀 昭 君	庶務係長	村 田 剛 君
庶務係	金 子 未 准 君		

午前１０時００分 開議

◎開会・開議宣告

○議長（戸澤義典君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、令和６年第１回美幌町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（戸澤義典君） 日程第１ 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２５条の規定により、１番松浦和浩さん、１３番大原昇さんを指名します。

◎日程第２ 会期の決定

○議長（戸澤義典君） 日程第２ 会期の決定についてを議題とします。

去る１月２６日、議会運営委員会を開きましたので、委員長から報告を求めます。

６番上杉晃央さん。

○６番（上杉晃央君） 〔登壇〕 令和６年第１回美幌町議会臨時会の開会に当たり、去る１月２６日、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

本臨時会に付議された案件は、専決処分の承認１件、補正予算１件、専決処分の報告１件であります。

以上の内容でありますので、本臨時会の会期については、本日１日限りいたします。

慎重なる審議に皆さんの協力をお願いするとともに、行政職員の皆さんには真摯な答弁と対応をお願い申し上げて、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

○議長（戸澤義典君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、本臨時会の会期を１日

間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は１日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（戸澤義典君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（小室保男君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、配信しております議事日程のとおりであります。

朗読については、省略させていただきます。

次に、地方自治法第１２１条第１項の規定に基づく出席説明員につきましても、配信しておりますので、御了承願います。

また、本臨時会中、議会広報及び町広報用のため、写真撮影を行いますので、御了承願います。

なお、報道機関の写真撮影及びパソコンの使用を許可しておりますので、併せて御承知お願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎提出案件の概要説明

○議長（戸澤義典君） 町長から、本臨時会に提出しております案件について、概要説明をしたいとの申出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司君） 〔登壇〕 本日、ここに令和６年第１回美幌町議会臨時会が開催されるに当たり、御出席を賜りました議員各位に対しまして、心から感謝いたしますとともに、提出案件の概要について御

説明申し上げます。

専決処分の承認について。

承認第1号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第11号）については、障害者相談支援事業委託料に係る消費税相当額の支出のため急を要したことから、専決処分をいたしましたので、御承認を賜りたいのであります。

本来、事業者には課税事業として消費税を含めた事業費の支払いをすべきところ、誤った取扱いにより、修正申告が可能な期間の過年度消費税相当額を補填金として補正させていただきました。

このことについて、心からおわび申し上げます。

今後、関係法令の確認を徹底し、再発防止を図ってまいります。

補正予算について。

議案第1号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第12号）については、令和6年能登半島地震被災地支援のための義援金として310万円を、ふるさと納税に係る関連経費として3,000万円を、町道除排雪委託料として1,950万円の増額を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、後ほど担当部長より御説明申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

◎日程第3 承認第1号

○議長（戸澤義典君） 日程第3 承認第1号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二君） 議案書5ページになります。

承認第1号専決処分の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定によ

り、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めるものでございます。

6ページをお開き願います。

専決処分書。

令和5年度美幌町一般会計補正予算（第11号）について、障害者相談支援事業委託料に係る消費税相当額の支出のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日につきましては、令和6年1月16日付であります。

専決内容について御説明いたしますので、7ページをお開き願います。

令和5年度美幌町一般会計補正予算（第11号）。

令和5年度美幌町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ420万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億2,405万2,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、16、17ページをお開き願います。

3、歳出。

3款民生費、1項、5目障害福祉費、3、障害者自立支援事業費の増、補填金420万9,000円は、障害者総合支援法に基づき実施している障害者相談支援事業等の委託事業について、消費税の誤った取扱いが判明したことから、受託先の社会医療法人に対して、修正申告が可能な期間の過年度消費税相当額を補填金として支払うするものです。

今回対象となった障害者相談支援事業につきましては、障害者自立支援法に基づき、本町では平成18年10月1日から高

齢者に係る相談業務と一括して美幌町地域包括支援センターに委託して実施しており、その際、消費税については、社会福祉事業とされていたため、非課税扱いとなっていたところです。

その後、平成24年に障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正となり、相談支援体系の見直しが行われ、障がい者に対する日常生活上の相談支援については、消費税の課税対象とされたところですが、本町では引き続き非課税事業に該当すると解釈し取り扱ってきました。

令和5年7月以降、報道機関の指摘をきっかけに、全国的に課税区分誤りが散見され、国は、令和5年10月4日付の事務連絡で、自治体が当該事業を民間事業者へ委託する場合は、委託料に消費税等を加えた金額を受託者に支払う必要がある旨の周知をしたところでございます。

これを受け、本町においても、該当事業の確認、事業内容の精査を行ったところ、同様の事案に該当することが判明いたしました。

本町における未払い消費税額は、平成30年度から令和4年度分の5年間で420万8,720円となり、受託事業所と協議を行い、本年1月16日付で消費税の修正申告を行っていただいたところであります。

このため、受託事業所に対し必要経費を速やかに支出するため、同日付で補正予算の専決処分をさせていただきました。

なお、このほかに本税に対する延滞金が加算される見込みでございますが、金額が確定後、本税と同様に専決処分により対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、14、15ページにお戻りください。

20款繰入金、財政調整基金繰入金の増、420万9,000円は、今回の補正予

算の財源として、財政調整基金からの繰入れを行うための予算計上となります。

以上、承認第1号専決処分の承認について御説明を申し上げました。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 歳出というよりは、経過説明の中でお聞きしたいのですけれど、平成24年に自立支援法から総合支援法に変わったとき、全部の市町村が取扱いを間違ったというのなら分かりますが、美幌町はそのときにどのようなチェック体制だったのかなど。それは、今と同じなのかということを知りたいのです。

この頃、自立支援法でがんばっていた事業所関係は、総合支援法へ変わるときに事務処理が相当大変だったと。私もそのときに確認を取っていたことがありまして、中身の改定が大きくて、事業所そのものが、いろいろな手数料だとか、委託料だとか、もしくは事業の中身、金額の算入も相当変更になったのです。

当然、美幌町も同じように、いろいろな部分で改定が多かったと思うのですけれど、なぜ今になって言われてこのような事態が発見されたのかということです。

あとは、契約行為ですので、令和元年以降の5年分は分かるけれど、結果的には、平成24年からの契約行為の中で消費税の未払いが発生したと。

これは、納税の5年間分であれば、払うべきなのか払わなくていいのかは分かりませんが、契約行為そのものが間違っていたと。10年間、契約を間違っていたということは大きいと思うので、どのような都合で事務ミスが発生したのかということをお聞きしたい。

また、今後、このような法改正のときに、今まで以上にしっかりチェックするべきだと思うのですが、そのチェック体制が

部局のみならず、きちんと法を整理するところがチェックするのか、どなたがチェックするのか。

まずは、この二つを聞きたい。

それと、加算金か延滞金が発生するときに、当然、税務署から業者にその通知が来るのですけれど、専決処分のできる範疇だと聞いていますが、今回は案件が案件ですから、極端に言えば、税務署から業者に来た納付書については、速やかに議会に提示することができるのかどうかをお聞きたい。

議会にも税務署からの納付書をきちんと提示してもらうことができるかできないのか、聞きたいのです。

○議長（戸澤義典君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（水上修一君） 御答弁いたします。

まず、平成24年度に障害者自立支援法から現在の障害者総合支援法に変わった内容の部分でございます。

日常生活上の様々な相談に関して、障がい者の相談内容については変わってはいないのですけれども、このときの法改正におきましては、まず一つは、障害福祉サービスということで、障がいの程度や個別の事項を踏まえて、個別に支給決定をするということになっています。

こちらは、障害者支援区分の審査会を踏まえて、様々なサービスを決定するということです。

それから、実際に市町村が実施すべき地域生活支援事業は、利用者の個々の状況を判断して、市町村独自で柔軟にできる相談事業を展開いたしましうというところから、現在の区分けが発生してございます。

実際に、相談内容につきましては従来どおりだったということで、契約行為も今までどおり非課税の取扱いを継続したという内容になっていますけれども、チェック体制といたしましては、その際の通知がきちんと明確ではなかった部分もあり、解釈

上、非課税事業をそのまま継続したという経過があるかと思います。

法改正の経過については、以上であります。

それから、平成24年度以降の契約の取扱いについてであります。

今回の支払いの解釈誤りにつきましては、消費税という公金の部分でございます。こちらは、国税の根拠法令であります国税通則法に基づきまして、税額を増額させることができる期間が法定申告書の提出期限から5年間となっております。

また、国税の徴収権についても5年を超えると時効を迎えることから、法人と内容を打合せしながら、修正申告が可能な平成30年度から令和4年度までの5年分について修正申告を行い、修正申告に基づいて納付を行っていただいたという経過でございます。

それから、最後に御質問がありました本税の納付については、1月17日に受託者のほうで行っていただいております。

実際に、税務署の事務の流れといたしまして、1月中に申告が行われたものをまとめて延滞税の計算をするということで、数回、受託者と打合せをしております。

金額が判明次第、納付書の写しをこちらに送っていただき、金額を確定するというやりとりをしておりますので、納付書が受託者の元に届きましたら、そちらの内容につきましても提示していきたいと思ます。

納付書の開示につきましてもできると思ます。

○議長（戸澤義典君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 御質問の中で、今回の誤処理を踏まえて、法改正時点の今後のチェック体制という御指摘でございますけれども、現在、私どもが取り扱っている事務は、かなり細かい法令体系となっているのが現状であります。

それらについて、各上級官庁からそれぞ

れの部署に対して通知が流れてくるという状況になっているものですから、現段階としては、一義的には原課でしっかり読み込んで、不明な点があれば、北海道もしくは国に照会をかけていく。

さらに、その法の解釈の部分で疑義が生じた場合については、法制担当ともその点を協議して、今後誤りのないように事務を進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 経過等、よく分かりました。

また、今後についても、事務の中で強化したいということは分かりますけれど、契約行為ですから。部局の契約と、その他の契約として契約財産での契約があると思います。法の改正だとか、契約行為の改正とていうのは、部局だけで済む問題なのかなと。

チェック体制の流れの強化だとか確認作業は、原課のみならず、美幌町、総務部として強化する方向だとかを考えているのか、考えていないのか、これだけをお願いします。

○議長（戸澤義典君） 総務部長。

○総務部長（那須清二君） ただいまの町全体としてのチェック体制ということでございますけれども、前段、福祉部長から御答弁したとおり、それぞれの部門についての通知は、基本的にそれぞれの官庁からそれぞれの原課に行くことになってございます。

その際の解釈等、法令等のチェックについては、総務部でも絡むことになると思います。

今後とも原課と十分連携をして、チェックできる体制を考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 結果としてお聞きしたいのは、部局ではなくて町長にお聞きしたい点であります。

これは、美幌町だけの過ちではないと認識しております。全国でも、北海道内においても、同じような事例が見受けられます。

そしてもう一つ、委託を受けている業者というのは、税務署から収支を基にして査定された納税金額が来る。

そうすると、二つの点で、国にも責任あるのではないかと。国にですよ。

原課に聞くわけではないです。

まず1点目、先ほど言ったように、日本全国で同じようなケースがあったという認識を私はしていますので、原課に対して通達があり、言わんとすることが伝わっていたのかどうかという意味です。

それからもう1点、当然、消費税ですから、業者の委託費は課税すべきかどうかということを税務署が捉えていれば、税務署は税務署なりにその時点で課税すべきだと。消費税を納めてもらわないと困るわけですから。

別に税務署を悪く言うつもりではないですが、チェック体制はどうだったかという、認識としては今回、多くの自治体が過ち、過ちと僕は言いたくはないのだけれど、受け止め方が同じ対応ではなかったかという趣旨なのです。

ルールですから消費税は分かります。プラス、説明では延滞金、遅延金というのでしょうか。

これは、私個人の言葉で申し訳ないのですが、ふざけるなど。

国の伝達の仕方も悪く、なおさら業者を通して税務署の認識不足、これが10年前ですか、何年前ですか。税務署が分かっているならばその時点で契約の仕方、消費税が入っていませんよねと。

当然、消費税ですから、得るべきお金で

すよという情報が既に流れていたはずだと思うのです。そのような観点で、私は国にも責任があると。

それで、町長にお聞かせ願いたいのは、国に対して伝達方法、それともう一つ、延滞金について冗談じゃないと、そのぐらいの意見は言うべきではないかと思うのですが、町長はどのように思われるでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今回、このような事案が出たということに対しては、議員の皆さん、それから、町民の方々におわびをしなければいけないという気持ちを先ほど述べさせていただきました。

今、吉住議員から御質問いただいた中で、私としても、今回のことに対してなかなか納得していない部分が多々あります。

というのは、平成24年に改正されましたが、私の勉強不足で申し訳ないのですけれども、障害者相談支援業務というか、この業務が課税対象になるということに対して、今でも納得できておりません。

今、障がいを持った方々にきちんと寄り添って伴走的な支援をなさい、相談をなさいと言われているのに、なぜこの時点で分けるのか、これは今でも納得できていません。

ですから、今回このような事案が発生したときに、町民の方々にこのような行為があったということはおわびしますが、やはりここに至ったところに関して、なぜ当時、厚労省とか北海道とか、このように延滞金がつくことも含めた税の徴収をと。

これは、私どもの立場でいうと、町民税などがこのようになった場合、時効が過ぎたのでその分は徴収しなくてもいいという話にはなりませんから、私は、これが発生してから機会あるごとにお話をさせていただいています。

消費税については、もうその法の中で定まっているので、それをどうこうと言える

ことではありませんが、今、議員がおっしゃったように、私は、これからも関係する自治体の方々とも話したり、トップと話したりもしていく中で、厚労省とか北海道的に、この制度は今後、非課税にすべきだということをしつかり伝えていこうと思っています。

それから、もう1点の延滞金について。

このことについては、適切ではないかもしれないですけれども、議員がおっしゃるような気持ちは持っております。

ただ、現在の法律の中でそのような定めがあることに対しては、きちんと納めなければいけないという認識の中で、今回、このような延滞金が出た場合については、お願いしているところには迷惑をかけることなく、しっかり町として対応していきたいというのが今の思いでありますので、御理解をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 苦しい。町長としては苦しい立場だなと思います。

私がここで、ポイントとして再確認しておきたいのは、国も一定の責任があるのではないかと。

ここで判断を仰ぐつもりはなくて、やはり国が間違ったと、私自身は思っていますので、もし意見が一致するなら議会にも言っていただいて、議会から国に対する意見書という手続を踏むことも可能であります。

その意味では、国の政策、施策において不備があるなら、国に対して堂々と言っていかなければ、個々の自治体がきちんとした行政の管理ができなくなっていくと思います。

ですから、議会として協力すべきことがあるなら、ぜひ遠慮なく言っていただきたい。終わり。

○議長（戸澤義典君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、お話をいただ

いて感謝したいと思っております。

地方分権がこのような形で進んできた中
にあって、社会福祉事業が法定受託事務から
自治事務となり、やはり、私どもとしては、
自治体としてやらなければいけないこと
に対する国の関わり方、それに対してその
時点での理解をもう少し自分が。

自分といっても、その当時、私は町長で
はありませんでしたけれども、そのような
対応を全道、全国的にしていれば、このよ
うなこともなかったのかなと。

ただ、規模的に大きな自治体でこのよ
うな委託業務があるわけで、全ての自治体が
同じ間違いをとということではなくて、それ
が実際に特定されたということは、法の解
釈をきちんとしていなかったことをきちん
と認めざるを得ないのかなと思っておいま
す。

今の法律にのっとりきちんと処理すべき
ことは処理させていただいて、今、議員に
言っていただきましたけれども、今後、これ
はおかしいということ、物によっては
皆さんのお力をお借りして、それから町と
して、他の自治体と連携をとってしっかり
直していただきたいということは言ってい
きたいと思っておりますので、どうぞよろ
しくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はあり
ませんか。

6 番上杉晃央さん。

○6 番（上杉晃央君） 1 月 9 日、この件
について、総務福祉常任委員会で部から報
告がありました。その資料の中で、私が気
になったところがあります。

社会福祉経営全国会議というところから
出している資料によると、今回の問題につ
いて一定の見解を述べていて、こうした問
題は、介護保険の包括支援センターでも生
じているという報告がありますと書かれて
いました。

今回は、障がい者の部分で委託業務とい
うことですが、このような示唆のあ

る文章が出ていましたので、もしかする
と、包括の委託業務の中でも関連してこの
ような問題が生じていないのかを、ぜひ担
当部局でよく精査をしていただきたいなと
いう要望で終わります。

○議長（戸澤義典君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） ただいまの御
質問ですが、今回の件を受けまして、福祉
部で所管している事務について全面的に精
査し直しました。

御質問の介護保険に係る部分につきまし
ては、全て介護保険法に基づいた事業を委
託しており、その部分については非課税業
務という確認をとっていますので、よろし
くお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はあり
ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで質疑を終わ
ります。

これから、承認第 1 号専決処分の承認に
ついてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、承認することに賛成の方は起立
願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定
いたしました。

◎日程第 4 議案第 1 号

○議長（戸澤義典君） 日程第 4 議案第
1 号令和 5 年度美幌町一般会計補正予算
（第 1 2 号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（那須清二君） 議案書 1 9 ペ
ージになります。

議案第 1 号令和 5 年度美幌町一般会計補
正予算（第 1 2 号）について御説明を申し
上げます。

令和 5 年度美幌町の一般会計補正予算

(第12号)は、次に定めるところによる。

今回の補正は、令和6年能登半島地震被災地支援のための義援金の追加、ふるさと寄附金の増収に係る経費の追加のほか、町道除排雪委託料の追加を行うものであります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,260万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億7,665万2,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、28、29ページをお開き願います。

3、歳出になります。

2款総務費、1項、1目一般管理費、

1、総務事務費の増、寄附金の300万円は、令和6年1月1日に石川県能登地方を震源とした能登半島地震の発生による被災地支援のため、日本赤十字社を通じまして義援金をお届けするものです。

激甚災害に指定された平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、平成30年の西日本豪雨及び胆振東部地震、令和元年の台風19号に続きまして、義援金の支出は今回で6回目となります。

次に、5目企画費、1、政策推進事業費の増、3,000万円の増額につきましては、現年度分のふるさと寄附金の増収に係る経費及び前年度寄附分に係る返礼品の一部を本年度に発送したことによる年度組替えに係る経費の追加計上になります。

ふるさと寄附金については、令和5年10月以降、国の制度改正により返礼品及び付随する事務に要する経費を含め、5割以下に収めなければならないことから、本町においても、寄附金額の設定見直しなどを行っております。

そのことから、制度改正前の9月に駆け込みによる増加があったところです。

寄附の実績といたしましては、年度当初から前年度を下回る実績が続いておりましたが、12月末現在の寄附金は対前年度比でほぼ同額となり、今後の増収を見込み、今年度の寄附金を4億円から4億3,000万円へ上方修正し、関連経費を増額いたします。

本町の人気返礼品といたしましては、昨年度から人気1位となっている北海道ブランド牛のほか、タマネギやジャガイモ、アスパラなどの野菜類が上位となっております。

増収に向けた取組としては、人気返礼品の製造・発送体制の強化、新規返礼品や新規事業者の発掘、寄附申込みができるポータルサイト数の増加などを行ってきたところですが、今後とも寄附者のさらなる獲得と増収を目指してまいります。

次に、8款土木費、2項、2目道路橋梁維持費、3、除雪対策事業費の増、施設維持管理等委託料、除排雪委託料1,950万円につきましては、1月に一斉除雪を5回実施するなど、予算額に不足が生じるおそれがあることから、町民生活に支障を来すことがないように予算を増額いたします。

当初予算では、一斉除雪として5回分を計上しておりましたが、既に5回分を執行済みであり、年度末の3月下旬までには、あと3回程度の一斉除雪が想定されるところであります。このため、委託車両による一斉除雪を3回分実施できるよう、所要額として1,950万円を追加いたします。

次に、10款教育費、5項、1目保健体育総務費、1、スポーツ推進事業費の増、寄附金10万円は、本年1月の能登半島地震の発生による被災地支援として、B&G財団などの要請に基づき、被災された海洋センター所在市町村の復旧支援活動を支援すべく、義援金をお届けするものでございます。

次に、歳入につきまして御説明いたしますので、議案書の26、27ページにお戻

りを願います。

2、歳入になります。

19款寄附金、1項、1目一般寄附金、ふるさと寄附金の増3,000万円は、先ほど歳出で御説明したとおり、今年度の寄附金の総額を4億円から4億3,000万円へ上方修正いたします。

20款繰入金、1項、1目財政調整基金繰入金2,260万円は、今回の補正予算の財源として、財政調整基金からの繰入れを行うための予算計上となります。

なお、参考資料の2ページ、資料1に、基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

以上、議案第1号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第12号）につきまして御説明を申し上げました。

よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） これから質疑を行います。

6番上杉晃央さん。

○6番（上杉晃央君） 29ページの除雪対策事業費、今回は、当初5回分であったものをさらに増やすということなのですが、先般の雪でかなり町道関係の交差点の見通しが悪いような状況になっております。

町では一部、始めているところもあるようですけれども、これらの補正によって、交差点除雪を積極的に対応するような予算になっているのだろと思いますが、その辺について説明いただきたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 環境管理課長。

○環境管理課長（影山俊幸君） ただいまの交差点の見通しの悪さということで除排雪という御質問でございますが、現在、こちらの予算につきましては、既定の予算でございます補正前の8,915万7,000円のうち、排雪経費が2,310万円ほどございますので、今後もこちらで対応は可能と考えております。

今回、補正させていただきます1,950万円につきましては、基本的には除雪関係の予算ということで計上してございます。

こちらの交差点部分の排雪につきましては、議員おっしゃられますとおり、一部実施してございまして、1月31日から町道の通学路ですとか、公共施設ですとか、公共施設の中でも福祉施設ですとか、そのような部分に関連する町道のところを優先しまして道路の除排雪を行っておりますので、御理解いただきたいと思います。

また、今後もそのような見通しの悪い部分につきましては、道路のパトロール、町民からの要望ですとかそのような部分、今後の積雪状況を踏まえながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） あまり聞きたくないのですが、29ページ。

上杉議員がお聞きになった除雪対策費のことですが、少し不安であります。

と申しますのは、議員活動の中でこの除雪費、何回も何回も補正を組んだ年がありました。

例えば、12月に補正をしたり、年を明けた1月、2月になっても補正を続けて3回、私の記憶ではですよ。

それで、今回の説明の中では3回分で1,950万円、単純計算し3で割ると、650万円ですかね。

雪というのは、今日、一円に降るものですから、その委託を受ける業者数で割り返したら、一社当たり100万円もない。

雪の量によっても稼働時間が変わる要素は十分分かるのですが、逆に、私が不安だというのは、補正も面倒くさいと、だから、やってあげたくてもできませんということも過去に何回かあったかなと。

それで、少し言いづらいのだけれど、今

回の補正は十分なのですかという妙な質問であります。

○議長（戸澤義典君） 環境管理課長。

○環境管理課長（影山俊幸君） ただいまの除雪回数3回分と今回1回当たり650万円という金額が十分なのかという御質問でございますけれども、今回の回数につきましては、令和3年度と令和4年度の実績回数を参考としまして、今回は追加で3回分と見込んでございます。

今後、降雪の状況によりまして一斉除雪費が足りない場合は、議員おっしゃるようなこともございまして、補正予算も検討させていただきます部分もあろうかと思います。

それから、金額の部分につきましては、1月分の請求書がまだ除雪された委託会社の方々から出そろっていないということで、令和5年度の当初予算における1件当たりの除雪単価650万円を単価として使わせていただいております。

1回当たりの650万円につきましては、平成30年度から令和3年度の4か年の1回当たりの実施時間平均に除雪車両等の時間単価を乗じたものとしてございます。

今後とも、このような時間単価の作業時間等もございまして、時間数の相違といえますか、時間数の増減があらうかと思えますけれども、そのような部分につきまして適宜計算しまして、補正予算を検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（戸澤義典君） 10番吉住博幸さん。

○10番（吉住博幸君） 組立て方、思いとしては分かりますよ。そのとおりだなと。

このような除雪費とかというのは、実際に使わなかったら不用額で、予算だから全部使えということは皆さんも考えていないと思うかもしれないけれど、住民生活に直接関わる金額だと思うのです。

一番怖いのは、見た目、予算を用意しなければいけないという行為の中では補正。

課長がおっしゃったこと、私も自身も言っていることですが、速やかに対応をとらなければいけないのであれば思い切った予算。思い切ったといっても、1桁変えてとか言うつもりはないけれども、余裕を持った予算づけが妥当だということを私は言いたいのですよ。

もちろん、雪の量とか、回数とかが減って不用額が発生してもいい予算づけだと思うのです。

そこで、私の言いたいところは、生活に密着した予算ですから、少なめよりは多めにとっておいたほうがいいのではないかと。そのことを言わせていただいてやめませんが、今後、予算がなくなったら補正しますよというのではなくて、その手順からいくと時間が。

行政というのは、お金がなかったら執行できないのでしょうか。生活に密着したというのは、もう間髪入れず対応をとらなければいけない。

そのことを考えたら、3回がいいとか4回がいいという一つの組立てもあるかもしれないけれど、余裕を持った予算の組み方もあるのではないかとことを言わせてもらってやめます。

○議長（戸澤義典君） 建設部長。

○建設部長（遠國 求君） ただいま御指摘をいただきました。

どうしても、当初予算の組立て方といたしましては、一般会計の歳出が多くて歳入が不足する場合、維持管理経費で調整するということが多々あらうかと思います。

除雪につきましても、雪の降り方等によって金額は多少変わるかもしれませんが、冬ということで年度の予算執行では後半の予算ということになります。

そのときそのときの予算執行残を後年、年の後ろに回しながらその財源を見出しているというのが現状だと考えており

ます。

そのようなことから除雪経費につきましては、多少余裕をという御意見もありますけれども、ほかの予算の執行残を見ながらその財源を見出して、その都度補正で対応しているという現状でございます。

その回数の部分も財政状況を捉えながら検討してまいりたいと考えてございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

2 番馬場博美さん。

○2 番（馬場博美君） 同じく、除排雪委託料 1,950 万円の関係です。

先ほど上杉議員が質問している中で、今後の予定として説明では 3 回と言われていましたけれども、一番遅れているのは通学路の交差点あるいはそれ以外の交差点、それから歩道に積もった雪の排雪が非常に遅くなっているのではないかと、そのような感じがしてなりません。

課長の答弁の中で、既存の予算 8,915 万 7,000 円のうち、排雪は 2,310 万円に対応しているという話がありましたけれども、今後、本当に 3 回分の除雪をやったときに排雪もきちんとできるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

どうしても排雪が非常に遅くなっているような感じが見受けられますので、併せてきちんとした予算の対応をしていただきたいと思いますけれども、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 環境管理課長。

○環境管理課長（影山俊幸君） ただいまの御質問ですけれども、排雪経費につきまして、当初予算の中の 2,310 万円というところで、今後の排雪が十分に足りるのかどうかというところでございます。

繰り返しになりますけれども、令和 5 年度の当初予算の際に、過去の実績の時間ですとかそのような部分と、建設部長からもありましたが、財政状況の部分がありまし

て、このような金額ということになってございます。

回数が足りるのかどうかというところでございますが、基本的に稼働時間数に応じたお支払いの方法をしてございまして、こちらは町から各事業者に依頼させていただきまして、お支払いさせていただく部分がございます。

今後、各エリア一斉に排雪を行うということも排雪の予算を使いながら考えてございます。

現在、既に 1 月 31 日から排雪を行っているという部分は、直営の排雪でございますので、基本的にはダンプでの雪の運送につきましては、委託業者で排雪の予算を執行させていただいております。

また、各エリア一斉に排雪という部分での排雪方法ですとか、または交差点だとか、各部分的に交通状況の危ない部分がありますので、そのような部分は角取りということで予算を執行してございます。

このような部分を合わせながら、今後速やかな排雪を検討してまいりたいと考えてございます。

今回、排雪が遅れているのではないかとという御質問でございますけれども、1 月 26 日と 27 日、強風のありました日にち、網走南部で風雪、なだれ、着雪注意報が発令されてございました。降雪も当然でございますが、こちらの風雪による吹きだまりですとか、そのような部分で一斉除雪、それから、その後に民間事業者と調整させていただきまして、排雪の 1 月 31 日からということやってございます。

今後とも、速やかに危険箇所のないような部分で、排雪をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 2 番馬場博美さん。

○2 番（馬場博美君） 課長、私が言いたいのは、現状の中で一斉の排雪もある、い

ろいろなところもあると、対応策としては理解するのですが、今回補正する1,950万円も含めて、既存の予算の中で本当に課長の言われるようなことをやるとすれば、この補正予算額で足りるのかどうか。

結局、足りなければ除排雪ができないような状況になりますので、その辺がどうか、もう一度説明をお願いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 環境管理課長。

○環境管理課長（影山俊幸君） まずは、繰り返しになりますけれども、既定予算、それから今回追加させていただきます1,950万円、こちらを合わせまして1億865万7,000万円の中でやらせていただきますと、議員おっしゃられますように、いよいよ足りなくなるような見込みになれば、そのときには補正予算を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（戸澤義典君） 今足りるのかどうかという話。当面の排雪を含めて足りるのか足りないのかという話です。

環境管理課長。

○環境管理課長（影山俊幸君） 当面の排雪につきましては、この予算で足りる状況となっております。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） すみません。

また同じ除雪の話になるのですが、まず、除雪の地域によって道路除雪のばらつきというか、業者によるばらつきというのがかなり見受けられます。

昨年もマンホールのところに雪がなくて、その段差で車の破損事故とかが起きているのですが、ある地域によってはきれいに舗装まで見えていて、ある地域によっては10センチも15センチもあるようなところもあります。

今後、除雪の方法について、地域によってばらつきがあってはいけないと思うのです。

まず、請負業者に対してきちんと雪を削ってくれだとか、そのような注意喚起について、今後どのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（戸澤義典君） 環境管理課長。

○環境管理課長（影山俊幸君） ただいまの御質問ですが、町で一斉除雪を委託契約させていただいております業者は7社ということで、11月下旬に除雪会議を開催しまして、1年間、冬シーズンの除雪につきまして、会議の中で注意喚起といえますか、除雪のやり方といえますか、そのような部分も説明させていただいております。

その中で、一つは御担当していただくエリアの道路の確認、除雪するルートの確認をしていただきまして、オペレーターの方も担当が変わられる部分もあろうかと思っておりますので、マンホールの部分ですとか、道路の車幅ですとか、そのような部分を確認していただくよう御説明はさせていただいております。

また、住民の方からマンホールが下がっていて、除雪した後でも雪の厚さがまだ厚い状況になっていて、マンホールとの段差が発生するので、車両が破損するような可能性があるという苦情ですとか、要望とかもございまして、パトロールしている中でもそのようなお話は聞いております。

路面整正という形で町の幹線道路を除雪している部分もございまして、そのような部分での対応と、繰り返しになりますけれども、もし除雪の方法で苦情等があった場合に、今も対応してございしますが、各業者に直接伺いまして報告させていただきます。

除雪のやり方が悪いような苦情を受けている部分もあることから、逐次、報告させていただき、調整をさせていただいております。

ますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 8番藤原公一さん。

○8番（藤原公一君） 今、業者さんに手直ししてくれというお話があったのですが、その部分で業者さんが動けば当然、また除雪費が発生して請求が上がってくると思うのです。

役場からクレームで、この分のお金は出せないぞというのであれば別ですけど、その辺がこの予算の中で間に合ってくるのかどうかという部分もあります。

今回、3回の予算の中で、本当に一発目の除雪で、時間がかかってもいいからきちんと削ってくれという指示を出さないと、多分、同じようなやり方でしか除雪できない業者というのは多々あると思うのです。

というのは、ほかの業者は民間も持っているため、時間までに回して、次に民間へ行ったほうが絶対にお金になるのです。そうすると、どうしてもそちらに機械を取られてしまう部分があります。

役場の町道をきちんと削ってから次へ行ってくれという指示をきちんと出さないと、多分同じようにマンホールのところだけ高くなると思いますので、今後、その辺の指示を徹底していただければと思います。

次に、2回目、3回目の本当にお金のかからないような排雪だとか、間口の広げ方とか、そのようなものも指示していただくような方法をとっていただければと思うのですが、その辺についてよろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 建設部長。

○建設部長（遠國 求君） 数々の御指摘をいただきました。

各業者、各オペレーター、それぞれやり方等が違うかと思いますが、町民の皆様に対しましては、不都合、不自由が生じないようにお願いをしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

ます。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありますか。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 28、29ページの総務費、企画費のふるさと納税、それと、土木費の除雪の件。

まず、ふるさと納税から。

前回、総務福祉常任委員会でも中身を聞きまして、なるほどと思ったのですよ。

部局の担当者も一生懸命やっていることは分かるのですが、9月に私の一般質問で、経費の関係も変わるので、業者に対してはもっと支援策、営業策をやるべきだということを言ったときに、年間5億円を目標にしていますという回答をもらっています。

総務部長から、現在の4億円を上方修正して4億3,000万円まで上げるという話がありましたけれど、9月の5億円の話はどこに行ったのかということをもっとお聞きしたい。

それと、土木費の除雪について。

たしか、僕の記憶でいくと、今から10数年前、冬期に除雪した場所とマンホールの段差があるということで、当時、雪との落差を減らすようマンホールの改修工事をするという話があったのです。

その後、どうなったのか僕も確認を取っていませんでしたが、マンホールと雪の落差がある、要するに穴が開いているところについては、たしか10数年前にマンホールの穴が開かないよう、温度対策も含めて改修工事をするということで、数箇所やったはずなのです。

そのようなことも含めて、今現在、多くはないですけど、ぽこんと穴が開いていたところ数箇所については、10数年前と同じで今後、検討に入るのかどうか、この2点をお願いします。

○議長（戸澤義典君） 総務部長。

○総務部長（那須清二君） まず、ふるさ

と寄附金の関係でございますが、松浦議員御指摘のとおり、当初5億円を目指すとして申し上げたということですが、今現在、実績として見込まれているのが4億3,000万円ということでございます。

ポータルサイトの増加ですとか、返礼品等の発送体制の強化、いろいろな部分で増収に向けた取組をしてきたところですが、実態としてそこまで至っていないというのが現状でございます。

今後とも5億円、それ以上を目指して財源の確保に努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 5億円から下がってしまったことがすごく残念で、言い方は悪いのですが、美幌町の増収アップといういろいろな事業に使えて、特別な税金ということでは使い勝手がいいのかなと。

この目標が変わってしまったのは残念ですが、僕は商業界の人間ですから、納税が増えれば商業界も潤うという意味では、業者もそれなりに期待しています。

9月のときに広告だとか、そのような販促の補助制度をやっている市町村が結構あるよと。そのことを考えますと、どうにかなる、どうにかなるということで、結果的に4億3,000万円が限度となれば、しっかり取り組んでいる担当者はいますから、4億3,000万円が終わるのではなく、何かの手がある途中経過として4億3,000万円だという言い方をされると助かるのですが、その辺について少しだけ見解をお願いします。

○議長（戸澤義典君） 総務部長。

○総務部長（那須清二君） ただいまの御指摘でございますが、決して4億3,000万円が終わるとは思っておりません。

今後とも、令和6年度予算もかかってまいります。まずは5億円を目標に何とか今よりも増収となる様々な取組を行ってま

いりたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（戸澤義典君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） これは、あくまでも今現在の予算の考えの中であって、次年度以降、少しでも増収アップをめがけるのであれば、今、部局の担当者も大変だと思うのですが、しっかり業者に補助金出すだとか、委託業者に補助金出すだとか、あげた分以上に増収は入ってきますので、その辺をしっかりといけるという部分で取り組んでもらいたいと思います。

要するに、今以上の予算がかかっている、頑張れば増収は入ってくるのではないですか。その辺をしっかりとやってもらいたいということで、ふるさと納税は終わります。

○議長（戸澤義典君） 建設部長。

○建設部長（遠國 求君） マンホールの蓋の改修の件で御答弁させていただきま

す。具体的に言いますと、気温と下水の温度差で雪が解けて段差が発生するというところで、マンホールの蓋の裏に断熱材を張りつけて改修させていただいております。

逐次、実施して、一巡して終わっておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 今回の雪で、僕以外の議員も言っていますが、マンホールの部分であまりにもというところが散見されたため、Aさん、Bさん、Cさん、いろいろな町民から苦情が来ているので、実際にそのようなところをしっかりと早急に解消してほしいと思います。

よろしくお願い致します。

○議長（戸澤義典君） 建設部長。

○建設部長（遠國 求君） 道路管理者としても道路パトロール等で確認をしております。

断熱といっても、どうしても温度差が発生しますので、完全に防げるものではないと思いますが、危険な箇所については、雪を取るなどの対処をして解消してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） 除雪のところで2点ほどお伺いしたいと思います。

まず1点目、排雪方法、車種の選定です。

このような予算が通るたびによく聞くのですけれども、除雪車、ロータリー車は大型でやっていると思うのです。

そして、排雪運搬車、これは今までの通例でいくと4トン車。これまた台数ばかりが行って、交通の妨げにもなる。さらに、排雪の量も少ない。ただ回数だけ動いているような状況であると思っているのです。

この中で、もう一度、口酸っぱくして言います。

大型車両で運搬はできないのか。台数も少ない。

4トン車は、少しのくぼみがあると、荷物を積むまでは滑って上がらないのです。

もう一度、見直しをかけるべきだと思うのですけれど、いかがでしょうか。まず、これが1点目。

次に、病院事務長と建設部長。

国保病院の駐車場から大通りに出てくる道路、100メートル近くです。毎年、付近の住民から苦情が来ます。除雪がなっていないと。

一番最初、それを建設部に言いに行きましたら、あそこは病院の担当区だからできないよと、病院に言ったらすぐやりますと、確かにやってくれました。でも、中途半端な除雪なのです。

私も行きましたけれども、雪が残っていて、あそこに通院する人たちがザクザクし

て動けない、タクシーもぬかる、バスもたまに動かないときもあるのです。

あそこは特別に直営なり何なりして、町でやる気はないですか。あの道路の部分だけでも、結構幅が広いのですよ。小さいショベルでやると取り残しもあり時間もかかる。

であれば、直営でやるか、あるいは業者の大きい機械でやってもらうか、やはり、あそこは見直すべきだと思うのです。

救急車はいいのです。大通りから入ってくることは少ない。向こう側から、39号線から入ってくるので、そこまで支障はないのです。

やはり、緊急にかかることもありますので、そのような見直しはいかがでしょうか。

この2点、お願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 環境管理課長。

○環境管理課長（影山俊幸君） ただいまの御質問ですけれども、まず1点目、排雪時のダンプの大きさということでございます。

4トン車両ではなく、それ以上大きいダンプを使うことを考えていないのかという御質問でございますけれども、こちらにつきましては、以前も恐らく御答弁させていただいている部分であろうかなと思います。が、生活道路、枝道ですとかそのような部分の道路を通ることがございます。

また、ダンプの台数も多いということもございまして、大きい車両ではなくて4トン車両で運搬させていただき、まずは、安全な形で排雪作業を進めてまいりたいと考えております。

こちらは、これまでどおり対応させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） 私も毎年、毎回同じことを言わせていただくのですけれど

も、排雪しているときに通行止めしているのですよ。ほかの車が来ないのですよ。

それに、大型ロータリーでやると、並行して走らなくても済むのです。ロータリー車の前に車をやれば、そこに送れるのです。何が危ないの。

しっかりその機械の性能を見ながら、状況を勘案しながら、安上がりの方でやらなければ、せっかく予算を組んでも、皆さんが心配しているように予算がすぐなくなるのです。私はそちらのほうを言いたい。少しは工夫しなさいということ。

前にも一般質問で言いましたけれど、今やっていることにみんなとらわれすぎている、業者の人間は。新しいことに取り組もうとしない。言われたら、私がうそを言っているかもしれない、間違っているかもしれない。でも、そこで1回、2回ぐらい実証してはどうですか。幾ら細い道でもできるのですよ。

いかがでしょうか。

○議長（戸澤義典君） 建設部長。

○建設部長（遠國 求君） 実は、過去に小型ロータリーで排雪をやっていたして、町が大型ロータリーを導入したときに小型のダンプではすぐたまるから非効率だという御指摘もいただいております。

ただ、課長が言ったとおり、通行止めをしているのですけれども、搬出する際に細い町道を通る場合、大型ダンプでは危険が生じるということから4トン車を利用しているところでございます。

できるできないというのもありますけれども、安全な道路につきましては大型でできないかどうか検討し、再度工夫をしてみたいと考えてございます。

○議長（戸澤義典君） 13番大原昇さん。

○13番（大原 昇君） 今、吉住議員がちらちらと言っていましたけれども、ほかの業者も細い生活道路を大型でやっているのですよ。

どうしても駄目なら、あるいは自分たちで判断ができないのなら、町から各業者の方たちに相談するだとか、いろいろな方法があると思うのです。

自分たちの判断ではなくて、このところはどうか、あのところはどうかと、一番最初に除雪会議をやるわけでしょう。そのときに排雪の話と一緒にしながら、工夫していつてはどうでしょうか。

今やれと言わない。来年に向けてぜひともそのようなことをやっていただきたい。

この件に関しては以上です。

○議長（戸澤義典君） 建設部長。

○建設部長（遠國 求君） 御指摘のあったとおり、業者とも相談しながら、どちらがよいかということで判断をしてみたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） 病院の除雪については。

建設部長。

○建設部長（遠國 求君） 病院への搬入路の除雪でございます。

過去から、病院で委託している業者に除雪をしていただいているところでございますけれども、どうしても小型のショベルということで、深く除雪ができなかったということが生じてございます。

病院だ、建設だということではなく、町の施設でございますので、道路の除雪と一緒にできないかどうか、検討してみたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（戸澤義典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） これで質疑を終わります。

これから、議案第1号令和5年度美幌町一般会計補正予算（第12号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（戸澤義典君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 報告第1号

○議長（戸澤義典君） 日程第5 報告第1号専決処分の報告について。

配信しているとおりの報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（戸澤義典君） ないようでありますので、報告第1号専決処分の報告については、これで終わります。

◎閉会宣告

○議長（戸澤義典君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和6年第1回美幌町議会臨時会を閉会します。

お疲れ様でした。

午前11時21分 閉会

美 幌 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員